

## 足利市ふるさと納税中間管理業務委託業者選定要領

### 1. 選定要領の位置づけ

足利市ふるさと納税中間管理業務委託業者選定要領(以下、「業務委託業者選定要領」という)は、足利市が委託予定事業者(以下、「委託予定者」という)を選定する際の評価基準等を示したものであり、足利市ふるさと納税中間管理業務委託仕様書と一体のものである。

### 2. 選定の方法

- 1 委託予定者の選定は、総合評価方式による。
- 2 参加表明事業者の審査にあたっては、足利市ふるさと納税中間管理業務委託審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。
- 3 参加表明事業者が6者以上あった場合には、提出された企画提案書を基に、下記の評価基準により書類審査を行い、評価点の上位5者についてプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。
- 4 審査委員会の委員は、参加資格の審査より参加資格を有するとされた者から提出された企画提案書を「評価基準」に基づき評価を行い、優先交渉権者を選定する。
- 5 提出期限までに本市へ提出された企画提案書を基に審査を行うものとする。資料の追加、変更、再提出は一切認めない。
- 6 評価点の最も高い提案者を優先交渉権者とする。
- 7 最高評価点を獲得した提案者が複数で同点の場合は、以下の順で選定する。  
ア 足利市ふるさと納税中間管理業務委託募集要項内の別表「優先交渉権者を選定するための評価基準」の評価配分20の評価項目の合計点の高いものを選定する。  
イ アが同点の場合は、見積金額が低い者を選定する。  
イ ウが同点の場合は、日時及び会場を指定のうえ、くじによる抽選を行う。
- 8 提案者が1者だけの場合においても、その提案内容が優れていると審査委員会において審査及び評価された場合は、その提案者を優先交渉権者とする。
- 9 優先交渉権者が契約までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、当該事業者を除いて3. より再選定する。
- 10 選定に関する異議等は一切受け付けない。

### 3. 審査の手順

- 1 企画提案書等の提出(事務局による審査)  
提案参加者からの企画提案書等の提出の有無について審査する。(未提出は失格)
- 2 価格審査、業務実績(事務局による審査)  
見積価格、業務実績を審査する。  
加点は全体で20点とする。
- 3 企画提案書及びプレゼンテーション審査(審査委員による審査)  
企画提案書及びプレゼンテーションにて示された内容を審査する。  
優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点する。  
加点は全体で140点とする。
- 4 評価点算出  
事務局において、評価点(審査委員の平均点)を算出し審査委員会に結果を報告する。  
最高点の同点提案が複数ある場合、審査委員会に報告のうえ、「2.選定方法7」により選定を行う。
- 5 優先交渉権者の選定  
審査委員会で事務局の算出等の結果を調査審議し、優先交渉権者を選定する。

### 4. 評価の基準(書類審査・プレゼンテーション)

評価の評価項目、判断基準及び評価の配点は別紙のとおり。

### 5. 判断基準

採点方法とその判断基準は以下のとおりとする。

評価段階(業務実績及び見積額を除く。)

評価段階	配点が20点の場合	配点が10点の場合	配点が5点の場合
A 特に優れている	20	10	5
B 優れている	16	8	4
C 普通	12	6	3
D やや劣っている	8	4	2
E 劣っている	4	2	1
F 記述なし・提案なし	0	0	0

【価格審査】評価段階

見積額を評価する。

見積額は以下の通り算出する。

【見積書記載「ふるさと納税中間管理業務」の寄付額に対する手数料割合(%) (税込) × 想定寄附金額 240,000,000円】と【見積書記載「寄附金受領証明書等作成及び発送業務」の1件当たりの単価(税込) × 想定寄附件数18,000件】を合計する。

評価段階	配点10点
A 見積額が14,196,000円より低い額	10
B 見積額が14,352,000円より低い額	8
C 見積額が14,508,000円より低い額	6
D 見積額が14,664,000円より低い額	4
E 見積額が14,820,000円より低い額	2

【業務実績】評価段階

本業務と類似する業務を令和4年度又は令和5年度に自治体から受託した件数により評価する。ただし、同一自治体から複数年の受託は1件と数える。

評価段階	配点10点
A 本業務と類似する業務を5件以上受託している	10
B 本業務と類似する業務を4件受託している	8
C 本業務と類似する業務を3件受託している	6
D 本業務と類似する業務を2件受託している	4
E 本業務と類似する業務を1件受託している	2

6. プレゼンテーション・ヒアリング

- 1 開催日  
令和6年10月22日(火)
- 2 開催時間及び場所  
市が指定した時間及び場所(対象者へ個別に通知)
- 3 提出書類  
提出された企画提案書を用いるため、追加書類は不要
- 4 出席者  
出席者は2名以内とする。なお、本業務を担当する者は出席すること。
- 5 タイムスケジュール
  - ・準備 5分
  - ・プレゼンテーション 20分
  - ・ヒアリング 7分程度
  - ・片付け 5分